

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いの廃止について

タクシーの運賃改定にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたタクシーの運賃改定の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 2 9 日付け事務連絡。以下「コロナ特例事務連絡」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた輸送実績の見込みを適切に推計するために運送収入及び運送費用について実績年度以外の実績も考慮して推計を行っていたところであるが、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症に移行し、緊急事態宣言等による行動制限は行われなくなったことから、コロナ特例事務連絡は廃止し、今後の運賃改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成 1 3 年 1 0 月 2 6 日国自旅第 1 0 1 号。以下「処理方針」という。）に基づき審査を行うこととする。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(別添)

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 5 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いの廃止について（補足）

令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症に移行し、緊急事態宣言等による行動制限は行われなくなったことから、コロナ特例事務連絡は廃止し、今後の運賃改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成 13 年 10 月 26 日国自旅第 101 号。以下「処理方針」という。）に基づき審査を行うこととするが、輸送力及び輸送効率等の算定にあたり、一部新型コロナウイルス感染症の影響を受ける項目があるため、今後は以下のとおり取扱うこととする。

記

1. 査定方法の見直しの内容（詳細別紙）

①総実車キロ

直近 5 ヶ年の実績を基に最小二乗法による直線回帰式、または加重移動平均法を用いて算定を行うものとする。

②実働率

直近実績を基に次のとおり取扱うものとする。

イ 実績年度実働率が運賃適用地域の直近 5 ヶ年の加重平均実働率（以下「基準実働率」という。）を上回る場合には実績年度実働率をもって算定を行うものとする。

ロ 実績年度実働率が基準実働率を下回る場合には実績年度実働率と基準実働率を和半した数値をもって算定を行うものとする。

2. 適用時期

本取扱いについては、管内の状況を踏まえて、すでに改定申請があった地域であっても遡及して適用するなど柔軟に対応可とする。

ただし、本対応は令和 7 年 12 月 28 日までとし、以降は処理方針に基づき審査を行うこととする。

輸送力の算定方法

項目	翌年度	平年度
期中平均車両数(1)	(2) ÷ 365	(2) ÷ 365
延実在車両数(2)	(4) ÷ (3)	(4) ÷ (3)
実働率(3)	実績年度	①実績年度実働率 > 基準実働率の場合は、実績年度実働率 ②実績年度実働率 < 基準実働率の場合は、実績年度実働率と基準実働率の和半
延実働日車数(4)	(5) ÷ (8)	翌年度据置
総走行キロ(5)	(7) ÷ (6)	翌年度据置
実車率(6)	実績年度	処理方針のとおり
総実車キロ(7)	最小二乗法または 加重移動平均法による推計値 (※)	翌年度据置
日車走行キロ(8)	実績年度据置	実績年度据置

(※)直近5ヶ年において輸送需要の著しい変動があり、実績年度と最小二乗法による推計値との乖離が大きくなる場合は、最小二乗法と加重移動平均法による推計値のうち乖離が小さい方の数値とする。